

# 雇用ニュース

つがる  
2024

10月～12月は  
「介護就職支援強化期間」  
です！！

10月号(9月内容)

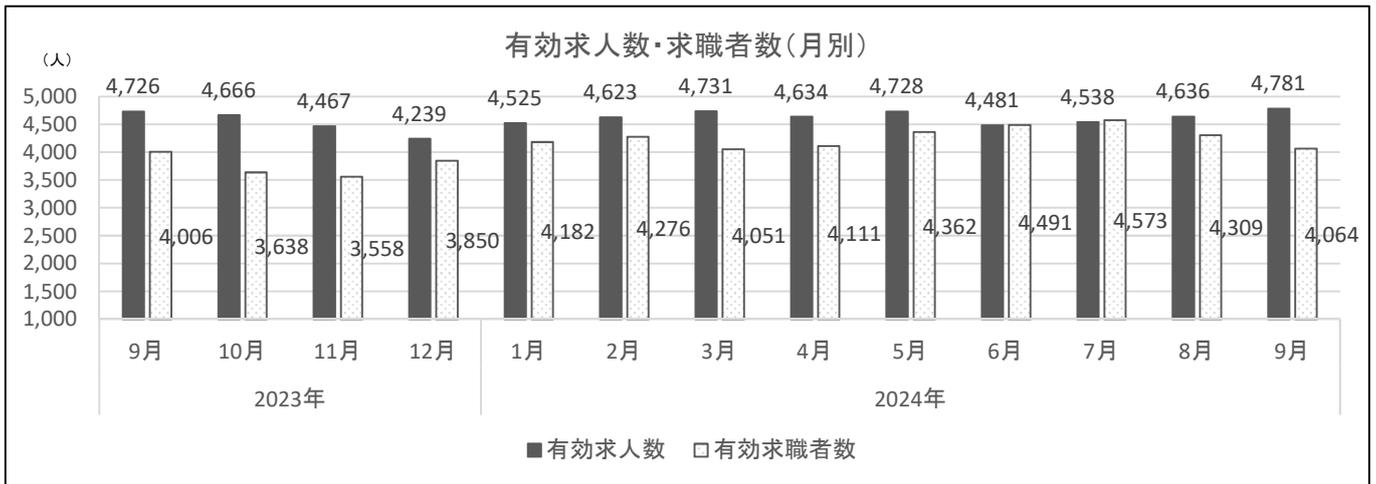
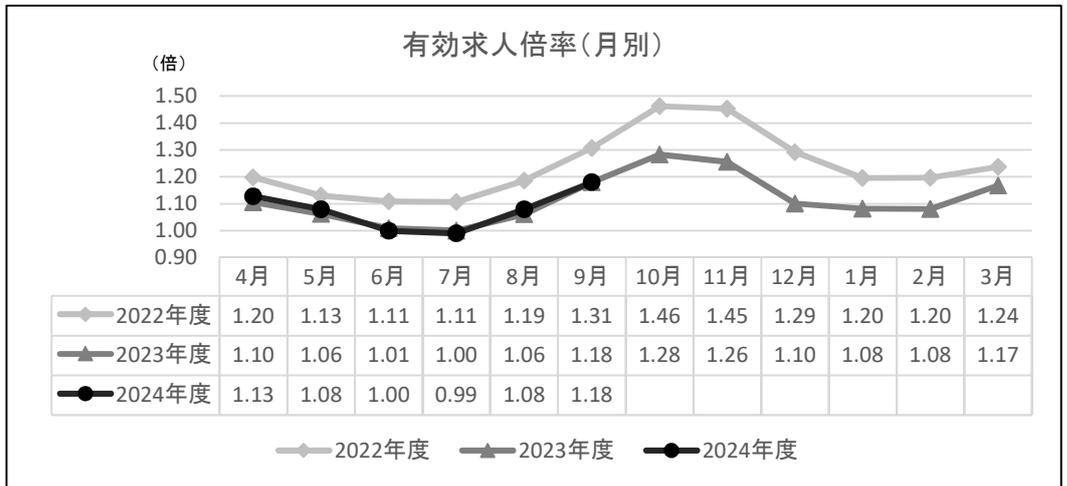
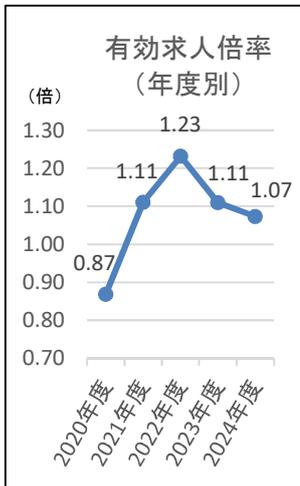


ハローワーク弘前 (弘前公共職業安定所)

〒036-8502 弘前市南富田町5-1

TEL 0172-38-8609

## ●有効求人数・求職者数・求人倍率の推移



### ○求人・求職の状況

- 有効求人倍率は1.18倍となり、前年同月と同値になりました。また、前月比では0.10ポイント上回りました。
- 有効求職者数は4,064人で、対前年同月比1.4%(58人)増加しました。
- 有効求人数は4,781人で、対前年同月比1.2%(55人)増加しました。
- 新規求職申込件数は758件で、対前年同月比3.0%(22件)増加しました。
- 新規求人数は1,592人で、対前年同月比4.6%(77人)減少しました。
- 就職件数は282件で、対前年同月比13.5%(44件)減少しました。

## ●一般職業紹介状況（管内）

### 1. 全数

	2024年 9月	2023年 9月	増減数	増減率(%)	2024年度 9月(累計)	2023年度 9月(累計)	増減数	増減率(%)
新規求人数 (人)	1,592	1,669	▲ 77	▲ 4.6	10,252	9,951	301	3.0
月間有効求人数 (人)	4,781	4,726	55	1.2	27,798	27,730	68	0.2
新規求職申込件数 (件)	758	736	22	3.0	5,901	6,015	▲ 114	▲ 1.9
月間有効求職者数 (人)	4,064	4,006	58	1.4	25,910	25,985	▲ 75	▲ 0.3
紹介件数 (件)	701	751	▲ 50	▲ 6.7	4,605	4,523	82	1.8
就職件数 (件)	282	326	▲ 44	▲ 13.5	1,857	1,957	▲ 100	▲ 5.1
就職率 (%)	37.2	44.3	▲ 7.1	*	31.5	32.5	▲ 1.0	*
新規求人倍率 (倍)	2.10	2.27	▲ 0.17	*	1.74	1.65	0.09	*
有効求人倍率 (倍)	1.18	1.18	0.00	*	1.07	1.07	0.00	*

注) 学卒を除きパートタイムを含む。

### 2. 常用的フルタイム

	2024年 9月	2023年 9月	増減数	増減率(%)	2024年度 9月(累計)	2023年度 9月(累計)	増減数	増減率(%)
新規求人数 (人)	854	897	▲ 43	▲ 4.8	5,654	5,387	267	5.0
月間有効求人数 (人)	2,714	2,700	14	0.5	16,244	15,716	528	3.4
新規求職申込件数 (件)	474	500	▲ 26	▲ 5.2	3,222	3,386	▲ 164	▲ 4.8
月間有効求職者数 (人)	2,254	2,286	▲ 32	▲ 1.4	14,328	14,608	▲ 280	▲ 1.9
紹介件数 (件)	384	406	▲ 22	▲ 5.4	2,574	2,534	40	1.6
就職件数 (件)	146	188	▲ 42	▲ 22.3	1,003	1,066	▲ 63	▲ 5.9
就職率 (%)	30.8	37.6	▲ 6.8	*	31.1	31.5	▲ 0.4	*
新規求人倍率 (倍)	1.80	1.79	0.01	*	1.75	1.59	0.16	*
有効求人倍率 (倍)	1.20	1.18	0.02	*	1.13	1.08	0.05	*

注) 学卒及びパートタイムを除く。

### 3. 常用的パートタイム

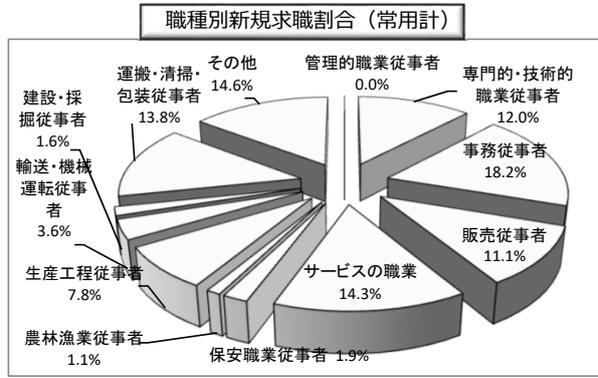
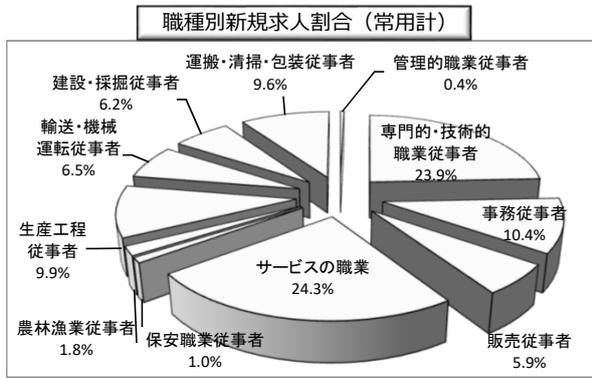
	2024年 9月	2023年 9月	増減数	増減率(%)	2024年度 9月(累計)	2023年度 9月(累計)	増減数	増減率(%)
新規求人数 (人)	446	426	20	4.7	2,820	2,888	▲ 68	▲ 2.4
月間有効求人数 (人)	1,312	1,304	8	0.6	7,815	8,078	▲ 263	▲ 3.3
新規求職申込件数 (件)	267	221	46	20.8	1,819	1,740	79	4.5
月間有効求職者数 (人)	1,423	1,261	162	12.8	8,985	8,675	310	3.6
紹介件数 (件)	234	260	▲ 26	▲ 10.0	1,549	1,534	15	1.0
就職件数 (件)	95	108	▲ 13	▲ 12.0	651	681	▲ 30	▲ 4.4
就職率 (%)	35.6	48.9	▲ 13.3	*	35.8	39.1	▲ 3.3	*
新規求人倍率 (倍)	1.67	1.93	▲ 0.26	*	1.55	1.66	▲ 0.11	*
有効求人倍率 (倍)	0.92	1.03	▲ 0.11	*	0.87	0.93	▲ 0.06	*

◆ 新規求人倍率＝新規求人数÷新規求職申込件数

◆ 有効求人倍率＝有効求人数÷有効求職者数

◆ 就職率＝就職件数÷新規求職申込件数×100

◇ 「常用的」とは雇用期間が4ヶ月以上又は定めがないもの



注）平成21年12月改定の「日本標準職業分類に基づく区分」に基づく区分

#### 4. 職種別求人・求職・紹介状況（常用計）

（単位：人、件、倍）

職業分類	項目	新規求人数	有効求人数	新規求職申込件数	月間有効求職者数	紹介件数	就職件数	充足数	有効求人倍率
職業計		1,300	4,026	741	3,677	618	241	286	1.09
A	管理的職業従事者	5	10	0	2	1	0	0	5.00
B	専門的・技術的職業従事者	311	856	89	439	73	35	43	1.95
C	事務従事者	135	342	135	756	176	50	57	0.45
D	販売従事者	77	338	82	270	42	7	11	1.25
E	サービスの職業	316	1,078	106	430	95	58	62	2.51
F	保安職業従事者	13	75	14	37	7	6	8	2.03
G	農林漁業従事者	23	51	8	73	7	1	1	0.70
H	生産工程従事者	129	315	58	301	62	24	22	1.05
I	輸送・機械運転従事者	85	241	27	109	35	13	14	2.21
J	建設・採掘従事者	81	293	12	64	6	2	3	4.58
K	運搬・清掃・包装等従事者	125	427	102	604	114	45	65	0.71
	分類不能の職業	-	-	108	592	-	-	-	-

◆充足数：自安定所の求人が安定所（他安定所を含む）の紹介斡旋により、求職者と結びついた件数

注）平成21年12月改定の「日本標準職業分類に基づく区分」に基づく区分

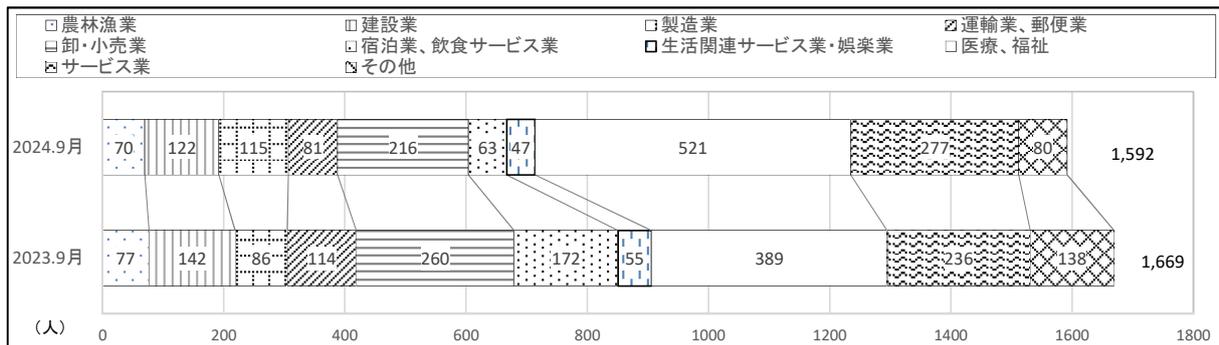
#### 5. 年齢別・職種別有効求職者数（常用計）

（単位：人）

職業分類	年齢計	24歳以下	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	55歳以上の割合
職業計	3,677	257	738	704	748	863	367	33.5%
A	管理的職業従事者	2	0	0	0	2	0	100.0%
B	専門的・技術的職業従事者	439	36	112	90	82	23	27.1%
C	事務従事者	756	52	212	169	118	38	20.6%
D	販売従事者	270	20	55	52	56	22	32.2%
E	サービスの職業	430	34	63	78	82	48	40.2%
F	保安職業従事者	37	2	1	0	9	15	67.6%
G	農林漁業従事者	73	7	9	12	15	16	41.1%
H	生産工程従事者	301	20	52	64	71	66	31.2%
I	輸送・機械運転従事者	109	0	9	13	25	20	56.9%
J	建設・採掘従事者	64	4	10	4	11	21	54.7%
K	運搬・清掃・包装等従事者	604	33	88	108	120	171	42.2%
	分類不能の職業	592	49	127	114	110	64	32.4%

注）平成21年12月改定の「日本標準職業分類に基づく区分」に基づく区分

#### 6. 産業別新規求人数（全数）



2024年10月1日から変更があります

# 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)は要件が緩和され、より利用しやすくなりました

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)には2つのメニューがあります。就職困難者を業務経験のない職種で雇い入れた際、下記メニューに該当する取り組みを実施すると、通常の1.5倍の助成を受けることができます。

## 【成長分野メニュー】

成長分野の業務に  
雇入れ



雇用管理改善  
or 能力開発

成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れ、当該労働者への雇用管理改善や能力開発を行うもの

## 【人材育成メニュー】

人材開発支援助成金を  
活用した訓練



5%以上の  
賃金引き上げ

人材開発支援助成金に基づく50時間以上の教育訓練を行ったうえで、雇入れ時より5%以上賃金引き上げを行うもの

## ■2つのメニューに共通した見直し

対象となる労働者の就労経験のない職業の判断について、就労経験の要件を見直しました。

見直し前	見直し後
過去に通算1年以上の就労経験がない場合	過去5年間に通算1年以上の就労経験がない場合と期間を限定
パート・アルバイトでの就労も就労経験に含む	パート・アルバイトの就労は就労経験がないものとして扱う

※パート・アルバイトでの就労経験であっても、正規雇用労働者と同等以上の職業能力を有する場合や、過去10年間に5年以上「正規雇用労働者」として当該業務の就労経験がある場合は除きます。

## ■人材育成メニューの見直し

公的職業資格の取得を目的とした教育訓練(教育訓練給付の指定講座に限る)であれば、50時間未満の訓練も対象とすることとしました。

見直し前	見直し後
実施する教育訓練は50時間以上の訓練であること	実施する教育訓練において、厚生労働大臣の指定する教育訓練給付の指定講座のうち公的職業資格※の取得を目的とした教育訓練は50時間未満の訓練でも対象とすること

※公的職業資格とは、資格または試験等であって国もしくは地方公共団体または国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するものです。具体的には、普通自動車第2種運転免許等の業務独占資格や介護福祉士等の名称独占資格等が該当します。

※人材開発支援助成金の活用が要件となりますので、教育訓練の経費は全て事業主負担となります。

教育訓練給付の指定講座は、こちらから確認できます。

教育訓練給付制度厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>